

神奈川県内広域水道企業団監査委員 情報セキュリティ基本方針

令和8年4月1日施行

1. 目的

神奈川県内広域水道企業団監査委員情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、神奈川県内広域水道企業団監査委員（以下「監査委員」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

(1) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(2) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(3) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3. 対象とする脅威

サイバー攻撃、災害、内部不正等の多様なリスクによる情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去及び業務の停止に備え、情報セキュリティ対策を実施する。

4. 適用範囲

(1) 適用機関の範囲

本基本方針が適用される機関は、監査委員とする。

(2) 情報資産の範囲

ネットワーク及び情報システムに係る設備及び電磁的記録媒体、これらで取り扱う情報（印刷した文書を含む。）並びに情報システム仕様書及びネットワーク構成図等のシステム関連文書とする。

5. 監査委員等の遵守義務

監査委員及び職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって基本方針を遵守しなければならない。ここでいう職員等とは、監査委員の情報資産を取り扱う、一般職の職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む。）及び特別職の職員をいう。

6. 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、情報資産を機密性、完全性及び可用性の分類を行い、必要に応じて取扱制限を行うものとする。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や、外部情勢の変化等を踏まえ、基本方針を見直すものとする。